

○地方独立行政法人市立吹田市民病院業務方法書

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 業務の方法（第3条—第5条）

第3章 業務の適正を確保するための体制の整備（第6条—第14条）

第4章 業務の委託（第15条—第17条）

第5章 役員等の損害賠償責任（第18条—第19条）

第6章 雑則（第20条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び吹田市地方独立行政法人法施行細則（平成26年吹田市規則第5号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により吹田市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的、継続的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担と連携を行うことにより、市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人市立吹田市民病院定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 医療を提供すること。
- （2） 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- （3） 医療に従事する者に対する研修を行うこと。

- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(緊急時における市長の要求)

第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、市長から定款第17条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の適正を確保するための体制の整備

(内部統制に関する基本方針)

第6条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(病院の理念等に関する事項)

第7条 法人は、病院の理念、職員の倫理方針及び病院運営方針を定めるものとする。

(理事会及び役員に関する事項)

第8条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた理事会及び役員に関する規程等を整備するものとする。

- (1) 理事会における意思決定に関する事項
- (2) 役員 の 責務に関する事項

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第9条 法人は、中期目標に基づき業務を適切に行うため、中期計画等の策定及び進捗管理並びにこれらに基づき実施する業務の評価の体制を整備するものとする。また、中期計画等の進捗状況及び業務手順に沿った運営の確保等を確認、把握し、適切な業務実績報告の作成及び評価を行うものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第10条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

する。

- (1) 内部統制に係る委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 公益内部通報に関する手続及び通報者等の保護
- (4) 不当要求行為に関する基本原則及び対応方法
- (5) その他公正な職務の執行を確保するため必要な事項
(リスク評価と対応に関する事項)

第11条 法人は、病院安全管理等に関する委員会等を設置し、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うものとする。

(情報伝達、情報システム及び情報の適切な管理に関する事項)

第12条 法人は、業務運営の方針、理事長の指示その他必要な情報について役員及び職員（以下「役員職員」という。）が共有し、効率的な業務運営に資するため、情報化を推進し、情報システムの整備を行うものとする。

- 2 法人は、法人の組織、業務、財務その他関連する情報について、インターネット等を活用し、積極的に公開するものとする。
- 3 法人は、法人が保有する情報を適切に管理し、活用するため、法人文書の管理、情報セキュリティの確保、個人情報の保護その他必要な事項について別に定めるものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第13条 法人は、監事の職務の適切な遂行のため、監事監査の方法、内容、その他必要な事項を定めた監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

- 2 法人は、監事の職務が適切に遂行されるよう、職員による監査の補助等の必要な協力を行うものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第14条 法人は、職員の適切な人事管理を行うため、人事管理に関する方針及び懲戒基準について規程等を整備するものとする。

第4章 業務の委託に関する基準及び契約に関する基本的事項

(業務の委託)

第15条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第16条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第17条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第5章 役員等の損害賠償責任

(役員等の損害賠償責任)

第18条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第19条 法人は、前条の役員等の損害賠償責任について、法第19条の2第4項に定める要件に該当する場合には、市長の承認によって、賠償責任額から同項に定める額を限度として、免除することができる。

第6章 雑則

(その他)

第20条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし第18条及び第19条については、平成32年4月1日から適用する。